



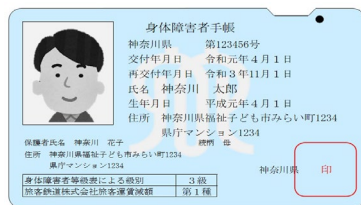
# 身体障害者手帳

## 身体障害者手帳とは

身体に障害がある人に交付される手帳です。障害の程度などに応じて福祉手当、補装具費、日常生活用具給付、各種交通機関の運賃割引、税の軽減措置、医療費の軽減などが受けられます。

## 障害の種別

| 機能障害         | 等級        |
|--------------|-----------|
| 視覚障害         | 1～6 級     |
| 聴覚障害         | 2・3・4・6 級 |
| 平衡機能障害       | 3・5 級     |
| 音声・言語、咀嚼機能障害 | 3・4 級     |
| 肢体不自由（上肢・下肢） | 1～7 級     |
| 肢体不自由(体幹)    | 1・2・3・5 級 |
| 心臓機能障害       | 1・3・4 級   |
| 腎臓機能障害       | 1・3・4 級   |
| 呼吸器機能障害      | 1・3・4 級   |
| 膀胱・直腸機能障害    | 1・3・4 級   |
| 小腸機能障害       | 1・3・4 級   |
| 免疫機能障害       | 1～4 級     |
| 肝臓機能障害       | 1～4 級     |



【障害名・備考】  
肩こり・腰痛の程度 6級 / 身体機能障害 5級 (補綴等: 令和4年4月)

注) 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。



助け合いのしるし  
ヘルプマーク

## 対象になる方

身体障害者手帳には、障害の種別により1～7級までの等級があり、以下の条件に該当する場合、その対象となります。

- ① 傷病等により後遺症障害が発生した後、受傷・発症からおおよそ6ヶ月程度の期間を経過し、障害が固定したと認められた方
- ② 受傷・発症からおおよそ6ヶ月程度の期間を経過していなくても、永続的な障害の固定が認められた方（四肢切断、人工肛門造設など）

## 申請方法

- ① 主治医に自身の傷病により生じた身体状況が、身体障害者手帳の取得基準に該当するか確認ください。
  - ② 障害に該当する場合、申請窓口で「身体障害者診断書・意見書」を受け取ってください。  
(神奈川県「身体障害者診断書・意見書」は患者総合サポートセンターにもございます。)
  - ③ 指定医に「身体障害者診断書・意見書」の作成・記入をご相談ください。
  - ④ 記入済みの「身体障害者診断書・意見書」を受け取りましたら、必要なものを揃えて申請窓口に行ってください
  - ⑤ 申請完了後、審査会を経て1～2ヵ月後に身体障害者手帳が交付されます。
- ※【指定医】とは、届出により都道府県の指定を受けた医師のことです。  
指定医以外は、身体障害者診断書・意見書を作成することはできません。

## 申請窓口

お住まいの市役所の障害福祉担当課

### 申請に必要なもの

- ・ 身体障害者診断書・意見書
- ・ 本人の顔写真1枚(縦4 cm×横3 cm)
- ・ 印鑑(認印可)
- ・ マイナンバーが分かるものも持参してください
- ・ 申請は代理人でも可能ですがお手続きされる方の身分証明書



## 受けられるサービス

- 手帳の交付を受けた後、手続きを行うことで利用することができます。
- ・ 心身障害者医療費助成制度(通称: マル障)  
※ 条件を満たされた方は、申請することにより医療保険の自己負担分が市から助成される制度です。お住まいの市区町村によって要件が異なります。
  - ・ 所得税や住民税の障害者控除・免除
  - ・ 補装具費、日常生活用具給付
  - ・ 交通公共機関の運賃割引
- ※ 受けられるサービスは、障害種別・等級・年齢・所得状況・居住地等で異なります

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

**伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)**

※記載の内容は、2024年6月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。